

## 歴史認識と日韓の「和解」への道（その13）

——アジア人権裁判所の創設は可能か？

戸 塚 悦 朗

（48-1 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その1）

—安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？—

（はじめに）

1. 「沈黙」を破った「100年ネット」の貢献
2. 2010年までの主な研究成果
3. 最近5年間の研究の動向
4. 安重根裁判に関する法的研究の経緯と背景
5. 日本政府は、安重根を「テロリスト」と非難
6. 日本政府の植民地支配についての歴史認識と謝罪の現状
7. おわりに

（48-2 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その2）

—植民地支配責任と1905年「韓国保護条約（?）」—

8. 日本による植民地支配責任とは？
9. 1905年「韓国保護条約（?）」は、原初的に無効
10. 1905年「韓国保護条約（?）」には皇帝の署名が必要だったのか？

（48-3 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その3）

—文献研究から1905年「韓国保護条約（?）」の無効性を問う—

11. 1905年当時の国際法解釈学の文献研究
12. まとめと考察

(48-4 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その4）

—『国際法雑誌』は、1905年「韓国保護条約（?）」をどのように準備したか—

13. 2015年安倍首相談話

14. 『国際法雑誌』は、1905年「韓国保護条約（?）」をどのように準備したか

15. 日本外交の失敗

(49-3 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その5）

—1905年「韓国保護条約（?）」の効力問題と1963年国連総会の決議をめぐって—

16. 国連創設と帝国主義時代の世界史的転換

17. 1963年ILC報告書と1905年「韓国保護条約（?）」

18. 1963年国連総会決議

(51-1 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その6）

—「慰安婦」問題に関する日韓外相合意から板門店南北首脳宣言まで—

19. 「慰安婦」問題の日韓外相合意の失敗から何を学ぶべきか？

20. 板門店南北首脳会談が新時代を開くか？

(51-4 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その7）

—迷路を抜け出す鍵—

21. 「東洋平和」：対立する二つのヴィジョン

22. ILC報告書（1963年）と国連人権委員会（1993年）

23. どこで迷路に迷い込んだのだろうか？

24. 日韓の和解への道はみつかるか？

(53-1 目次)

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その8）

—2018年韓国大法院判決の衝撃と「植民支配」の不法性判断への対応—

25. 2018年韓国大法院判決の衝撃
26. 「植民支配」の不法性判断への対応
27. 記憶の「抹消」と「忘却」にどのように対応して行くのか？

（53-2 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その9）」

—ILO2018年専門家委員会見解とソウル中央法院に提出された意見書—【資料】

28. 2018年ILO専門家委員会の見解
29. ソウル中央法院「慰安婦」訴訟

（53-3 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その10）」

—ILO2018年専門家委員会見解とソウル中央法院に提出された意見書—【資料の続き】

（53-4 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その11）」

—「記憶・責任・未来」を掲げるドイツモデルによる解決は可能か？」

30. 「記憶・責任・未来」基金とは何か
31. 過去を直視し迫害の記憶と責任を未来に引き継ぐ思想の共有が可能か？
32. 歴史認識と応答責任

（54-1 目次）

「歴史認識と日韓の「和解」への道（その12）」

—2021年1月8日ソウル中央地方法院判決と国際司法裁判所」

33. 2021.1.8ソウル中央地方法院判決と日本政府の対応
34. 国際司法裁判所（ICJ）による解決は可能か

（はじめに）

2021年1月ころのことだが、韓国の崔鳳泰弁護士から、「アジア人権裁判所を創設してはどうか」との提案を受ける機会があった。そこで、その可能性について考えてみた。

結論から言うと、まず、日韓の法律家が共同で研究し、日本と韓国の間のヒューマンライツ問題を解決するための二国間条約案を作成することは可能ではないかと思われる。もし、日韓の二国間条約が実際に成立すれば、そののちに、その他の国の加入を求めることもできるであろう。そのような制度は、アジア人権裁判所への道を拓く可能性を秘めている。筆者がそう考えた理由を詳述してみたい。

### 35. 日韓の間の平和的紛争処理手続きの考察

はじめに、日韓の間の国際紛争の平和的処理の手続きを概観する。まず、日韓のヒューマンライツ侵害の被害者個人が当事者になって、既存の国際的な法制度を活用して国家を相手方として訴え、被害を回復することができかどうかを検討することが適当である。そのような考察を進めれば、何が不足しているのかを検討することが可能になるだろう。その不足を補うためにどのような方法があるかを考えることは、問題を比較的に現実的なものに置き換えることを可能にし、未来を拓くための早道になるだろうと考える。

#### 日韓紛争解決交換公文（1965年）

1965年日韓基本条約が締結されたときに日韓政府間でかわされた、「日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文」（1965年6月22日付）がある<sup>1</sup>。

この文書の内容は、「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、

---

1 日本外交主要文書・年表（2）、606-607頁。外務省条約局「条約集・昭和40年（二国間条約）」。

調停によって解決を図るものとする。」という合意である。韓国政府の李東元外務部長官と日本政府の椎名悦三郎外務大臣との間で確認され、国会の同意を得て批准までされた。

まず第1に、外交交渉が必要である。

1.8判決に関連する国際紛争については、外交交渉による解決を目指して日韓両国は誠実に努力する必要がある。今の日本軍「慰安婦」問題についてみると、日韓政府の間では、外交交渉によって解決案を話し合うという雰囲気がない。韓国政府も日本政府も、解決への誠実な態度をしめすことがまず重要である。

しかし、それが成功しなかった場合には、次の第2段階として、この手続きが紛争の平和的解決のために役立つ可能性はかなり高い。しかし、これまでヒューマンライツ問題問題の処理のために活用された事例はあるのかどうか、筆者は、寡聞にして知らない。

より根本的には、この手続きは、日本と韓国が国家の資格で当事者になるので、ヒューマンライツの被害者個人が当事者になることはできない。

### 1965年日韓請求権協定には仲裁手続の定め

ところで、この交換公文の合意は、「別段の合意がある場合を除くほか」としている。いつも日本政府が条約の抗弁に持ち出す1965年日韓請求権協定には、その第3条に紛争解決の手続きとして仲裁手続によるもの定め<sup>2</sup>がある。これは、まさにその「別段の合意」にあたる。協定の解釈上

---

2 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（1965年6月22日署名、発行同年12月18日）第三条

1. この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2. 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三のメ

の紛争については、調停によるのは適当でない。前述の2011年韓国憲法裁判所判決は、この規定に基づき「慰安婦」問題を、外交交渉、さもなければ仲裁手続きで解決するようにと韓国政府に義務付けた。

ところが、韓国政府が求めても、日本政府が仲裁委員の指名をしないなど非協力の態度をとって、協定3条による国際仲裁の実施が不可能になるなど、仲裁手続きが実現しない場合があることを危惧する向きもあった。度重なる外交交渉によっても、日本政府は解決に全く協力しなかったので、韓国政府は、協定第3条の仲裁解決を求めた。しかし、心配されたとおり、日本政府が仲裁解決に応じなかったのである。

法的拘束力がある国際協定の規定に違反する不作為による明確な国際法違反だから、そのような事態が起きることは考えにくいと、筆者は予想していた。しかし、筆者の判断は誤りだった。これまでの日本政府の国際法無視の姿勢から見て、あり得る事態ではあったのだが、そのような異例の事態が起きてしまった。

もっとも、2021年1月8日ソウル中央地方法院の「慰安婦」判決が、国家主権免除を認めなかったことが、国際法違反であるという日本政府の主張は、1965年請求権協定の解釈の問題ではない。だから、この問題については、同協定3条による仲裁条項を適用することはできない。したがって、この場合は、「別段の合意」はないので、前記交換公文が適用されること

---

ㄴ 仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3. いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4. 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

になるであろう。

ところで、この仲裁手続きも国家が当事者になるのもであって、ヒューマンライツの被害者個人が当事者になることはできない。

また、韓国が国際司法裁判所（ICJ）の義務的管轄権を受諾し、日本政府に対して、上記の国際法違反の問題について提訴することは可能である。しかし、韓国は未だにICJの義務的管轄権を受諾していないので、この手続きは活用できない。

また、ICJでは、被害者個人が当事者となることはできない。

### 国際紛争平和的处理条約の活用は可能か？

実は、2000年になって韓国が国際紛争平和的处理条約〔1907年〕<sup>3</sup>の締約国になっていたことを最近知った<sup>4</sup>。これは、歴史的に最も長い伝統を誇る国際紛争の平和的处理のための多国間条約だが、現在でも活用されている。

日本は、100年以上も以前である1912年2月11日にこの条約の締約国となっている<sup>5</sup>。ところが韓国がその締約国になったのは2000年2月21日のことであって、条約制定から93年も後のことだった。

2000年以降は、日韓双方がともに国際的な紛争の平和的处理のための多国間条約の加盟国になった。やっと日韓の間に包括的な紛争の平和的处理手続きができたのである。日韓の国際紛争を平和的に処理するためには、この条約を活用できるという条件が整ったことに注目する必要がある。こ

---

3 国際紛争平和的处理条約（調印: 1907年（明治40年）10月18日）

<https://ja.wikisource.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E7%B4%9B%E4%BA%89%E5%B9%B3%E5%92%8C%E7%9A%84%E5%87%A6%E7%90%86%E6%9D%A1%E7%B4%84> 2021年2月16日閲覧。

4 Contracting Parties | PCA-CPA (pca-cpa.org) <https://pca-cpa.org/en/about/introduction/contracting-parties/> 2021年2月15日閲覧。

5 前掲Contracting Parties.

れからは、正面衝突の回避が可能になるのだが、この多国間条約については、大きな報道がなされたのであろうか？日韓の法律家による研究は十分になされてきたのだろうか？

不思議なのは、ほとんど誰もこの可能性に言及しないことだ。実は、筆者は、2021年2月15日前掲のPCAのホームページで加盟国情報を見るまで、この事実に気が付かなかった。不勉強だったことを恥じている。

田岡良一教授は、「国際紛争の平和的解決の発達、なかんずく「拘束性」のある解決手段の普及によって、国家間の争いが当事者間の外交交渉によって落ち着かない場合は、すべて、即ち紛争の原因と性質の如何を問わず、平和的解決手段によって解決せられるようになることは、世界平和を招来するための必須条件（*conditio sine qua non*）である。」と力説している<sup>6</sup>。だからこそ、国際紛争を仲裁によって解決する国際手続きを制度化し、戦争を防止しようとする考え方は、18世紀から推進されてきたのである。

それを国際紛争平和的処理条約〔1899年〕<sup>7</sup>として具体化したのは、1899年の第1回ハーグ平和会議であった。この条約は、①国際紛争を調停によって解決し、平和を実現しようとする「周旋及居中調停」制度（第2章）、②国際紛争の原因となっている事実を国際調査によって明らかにし、平和を実現しようとする「国際審査委員会」制度（第3章）、国際紛争を法的拘束力のある仲裁裁判によって実現しようとする「万国仲裁裁判」制度（第4章）を定めた。

6 田岡良一『国際法Ⅲ』（新版）（有斐閣、1990年、7頁）は、

7 国際紛争平和的処理條約（明治33年勅令無号）

[https://ja.wikisource.org/wiki/%E5%9C%8B%E9%9A%9B%E7%B4%9B%E7%88%AD%E5%B9%B3%E5%92%8C%E7%9A%84%E8%99%95%E7%90%86%E6%A2%9D%E7%B4%84\\_\(%E6%98%8E%E6%B2%BB33%E5%B9%B4%E5%8B%85%E4%BB%A4%E7%84%A1%E5%8F%B7\)](https://ja.wikisource.org/wiki/%E5%9C%8B%E9%9A%9B%E7%B4%9B%E7%88%AD%E5%B9%B3%E5%92%8C%E7%9A%84%E8%99%95%E7%90%86%E6%A2%9D%E7%B4%84_(%E6%98%8E%E6%B2%BB33%E5%B9%B4%E5%8B%85%E4%BB%A4%E7%84%A1%E5%8F%B7)) 2021年2月17日閲覧。

この条約の第4章によって、常設仲裁裁判所（PCA）が設置された<sup>8</sup>。1907年にはさらに修正された国際紛争平和的处理条約〔1907年〕も締結され、国際紛争を戦争によらないで平和的に処理するという大枠の合意ができた<sup>9</sup>。

1913年には常設仲裁裁判所（PCA）のために、ハーグに平和宮殿（下の写真）が建てられた。後の国際司法裁判所（ICJ）もPCAの建物である平和宮殿に入った。日本は、早くも1900年10月6日にこの1899年条約の締約国となっていた<sup>9</sup>。その後、国際紛争の平和的处理のための国際法は、漸進的に進歩を遂げてきたのである。



常設仲裁裁判所（PCA）がおかれているハーグ平和宮殿。後に国際司法裁判所（ICJ）も併置された。

写真は、<https://www.flickr.com/photos/mllerustad/276087765/> 2021年2月16日閲覧。

---

8 PCAの手続き（根拠条約及び規則）は、PCAのホームページに掲載されている。

<https://pca-cpa.org/en/resources/pca-conventions-and-rules/> 2021年2月17日閲覧。

9 前掲Contracting Parties.

## 1907年ハーグ平和会議に参加できなかった大韓帝国政府

なぜ21世紀に入るまで、日韓の間では最低限度の国際紛争の平和的処理のための多国間条約制度も存在しなかったのだろうか？それには、日本ではあまり知られていない重要な歴史的事件がある。日韓の国際紛争の全貌を理解するためには必須の歴史なので、ここで紹介しておきたい。

1907年第2回ハーグ平和会議は、当時としては、最も重要な多国間国際会議であった。大韓帝国高宗皇帝が派遣したハーグ「密使」（大日本帝国の見方）事件が起きたのはこのときである。実は、大韓帝国政府は、第2回ハーグ平和会議に公式に招待されていた。大韓帝国政府代表としてハーグに現れた3名の外交使節を正式な大韓帝国政府代表としての参加を認めるかどうか、第2回ハーグ平和会議の開催時に大きな問題となった。

開催地オランダの政府首席代表（前外務大臣）、ドウ・ボフォー（W.H. De Beafort）は、同平和会議副議長という要職を占めていた。大韓帝国政府の公式外交使節3名は、1907年7月3日同副議長を訪問し、同会議へ大韓帝国政府代表として参加することを要請する文書を提出した。オランダ政府は、平和会議開催地国となって副議長のポストを握っていたので、その外務省の判断は、大韓帝国政府代表の取扱いについても、主催者側判断の要であり、実質的に最終判断に近いものとなったと考えられる。

3名の使節は、別途7月1日付けでオランダ政府外務省に対して書面を提出しているところから、オランダ外務省レンドルプ（Jhr. Mr. J.C.E.C. Rendorp）が、大韓帝国政府代表イ・ジュン等3名の使節を、そのホテル<sup>10</sup>に訪ねて、事情を聴取した。レンドルプによる報告メモ（1907年7月4日）（表）によれば、3使節は、「いわゆる「1905年11月17日付け条約」は、伊藤公爵が一方的に韓国の国璽を押捺して作成したものであって、条約ではない」と述べ、皇帝から正式な委任状を与えられている3名の韓国

---

10 ハーグ所在の「イ・ジュン平和博物館」（Yi Jun Peace Museum）となっている。前掲の写真参照。



ハーグ所在イ・ジュン平和博物館 1907年当時大韓帝国の臨時代表部として機能した。  
大韓帝国国外交使節イ・ジュンは1907年ここで客死した。2009年8月18日筆者撮影。

代表は、この条約に拘束されていず、日本の同意無くして会議に参加できるのであって、至急外務大臣に会いたい旨要請した。

レンドルプ（Jhr. Mr. J.C.E.C. Rendorp）は、1907年7月4日付けでその状況をメモ<sup>11</sup>にまとめて、ファン・ハードリアーン外務大臣（Jhr. Mr. D.A.W. Tets van Goudriaan, Minister of Foreign Affairs）に提出した。

このメモを参考に、ファン・ハードリアーン外務大臣（Jhr. Mr. D.A.W.

---

11 このメモのコピーと見られる文書が、従前入手していた、ハーグ所在イ・ジュン平和博物館（Yi Jun Peace Museum）発行の冊子（*The Independence Movement of Korea in The Hague, 1907 on 13 July 2007*, p.25）の中に掲載されていることに気づいていたが、その文書が真性の原本のコピーであるのか、その原本がどこに保管されているのか、現在でも実在するのかについては、パンフレットには何の記載もなかった。それらの確認ができるまでは、このパンフレットを確かな証拠として取り上げるには不安が残った。そこで、ハーグに出張し、文書原本の存在を探す必要があった。

Tets van Goudriaan, Minister of Foreign Affairs) は、このメモの裏側にその判断を書いた。その内容は、1905年条約がもたらした現状を既成事実とし、日本政府の仲介なしに、オランダ政府外務大臣が使節に面会することはできないとするもので、実質的には、密使の第2回ハーグ平和会議への参加を認めないという判断だった。

筆者の研究<sup>12</sup>によれば、そのような結論に至ったのは、オランダ政府外務省が、大韓帝国皇帝が1905年11月17日付条約に署名したので、条約の効力には問題がないと誤信したためだった。高宗皇帝は、同意も拒否し、署名しなかった。筆者の研究<sup>13</sup>によれば、1905年11月17日付「日韓協約」というタイトルの条約（大日本帝国政府は、この条約によって大韓帝国は日本の保護国となり外交権を失ったとしてきた）は存在しない。存在しない条約によって、大韓帝国政府の第2回ハーグ平和会議への参加は認められなかったのである。もし、日本による妨害がなければ、大韓帝国は1907年ハーグ平和会議に参加できた。だから、国際紛争平和的处理条約〔1907年〕には、その直後から大韓帝国も加盟できていたのである。そうであれば、日韓の間の国際的な紛争を平和的に処理する制度は、100年も前から活用可能だったはずだと考えられる。

存在しなかった条約によって大日本帝国による大韓帝国の保護国化＝植民地支配がなされた。そのために、韓国政府がこの多国間条約に加盟するまでには、1世紀の時間を必要としたのである。日韓の人々は、この不幸な歴史的事実を十分に記憶しておかなければならない。ところが、大部分の日本人々は、この歴史さえ知らない。筆者は、それこそが、日韓の国

12 戸塚悦朗『歴史認識と日韓の「和解」への道』（日本評論社、2019年）中の（その2）論文40-47頁。

13 ①前掲『歴史認識と日韓の「和解」への道』参照。②戸塚悦朗「1905年11月17日付の「日韓協約」は存在しない」2020年3月26日<http://japanese.korea.net/NewsFocus/Column/view?articleId=183574&pageIndex=1>  
2020年5月4日閲覧。

際紛争の平和的処理を困難にしている最大の原因であると考ええる。

### 国連勧告：常設仲裁裁判所（PCA）による「慰安婦」問題解決を

日韓の間に、PCAの活用によって国際紛争を解決しようという試みがあったことは、どの程度知られているだろうか？実は、国連によるPCAによる解決によって「慰安婦」問題を解決してはどうかという国連勧告があったのである。

1994年の国連・現代奴隷制作業部会に対して、筆者は、IFOR（国際友和会）を代表して、常設仲裁裁判所（PCA）に関する手続などについての情報を提出し、「日本軍『慰安婦』問題のような国家と被害者個人との間の国際紛争の解決のためにハーグの常設仲裁裁判所を利用できる。日本政府は、被害者が要求した場合は、常設仲裁裁判所による紛争解決に同意すべきだ」と指摘した<sup>14</sup>。

それまで、国連は、日本軍「慰安婦」・強制連行など関係情報を受けると、大略して2つの対応をしてきた。第1に、適当な関連研究を行っている特別報告者に情報を送付、考慮を要請した（1992年・1993年の現代奴隷制作業部会）。第2に、「戦時奴隷制の研究」を行う特別報告者を任命する決議を採択（1993年の人権小委員会）する措置をとった。この両者とも、主として問題の研究に重点があったと言える。

ところが、前記IFORの主張は、研究から一步踏み込んで、「どのような方法で早期に公正かつ最終的な紛争解決ができるか」という視点からのものだった。一般的研究を越えて、研究の結果提案されうる紛争解決の手法・手続問題を具体的に提起したのである。だから、国連がこのような具体的新提案に対応して、どのような措置をとるか強く注目された。もし、積極的に提案を採用するなら、今後の国連審議も大きく前進する可能性が

14 前掲『普及版』（第1章、33-34頁）。

あると予想できる。

この問題に関する勧告原案を審議した際、委員の1人が、原案の修正を提案した。1つのパラグラフを2つに分け、文言をわずかに変える提案だった。その必要上全文が読み上げられ、原案は提案どおり採択されたのである。勧告内容は、以下のとおりだった。

「いかなる事項でも当事者が仲裁付託しようと希望すれば、奴隷制の諸形態を含む人権侵害の被害者及び国家は、常設仲裁裁判所を利用することができるとの情報を歓迎する」「人権侵害、殊に奴隷様慣行の被害者を援助する1つの方法として、常設仲裁裁判所の管轄権に関して、任意に仲裁付託のための合意をすることができることについて、関係当事者の注意を喚起する」というのである。

この勧告<sup>15</sup>は、人権小委員会の5人の委員からなる作業部会のものであるが、1994年8月の人権小委員会でも重視されることは間違いないはずであった。国連特別報告者1人の提案より重みがあるとも言えるだろう。今後解決方法が論議されるたびに、国連関係者は、この点を出発点として論議を始めることになったのである。

---

15 “The Working Group on Contemporary Forms of Slavery, Noting the information received concerning the sexual exploitation of women, as well as other forms of forced labour, during wartime, Taking note of Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities resolution 1993/24 of 25 August 1993 on slavery and slavery-like practices during wartime, … 3. Welcomes the information that the Permanent Court of Arbitration is available to victims of violations of human rights, including various forms of slavery, and to States, should the parties wish to submit any matters to arbitration; 4. Draws the attention of the parties concerned to the possibilities of making agreements on voluntary submission to the jurisdiction of the Permanent Court of Arbitration as a way of assisting victims of violations of human rights, in particular practices akin to slavery;” See: UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1994/33, 23 June 1994 Report of the Working Group on Contemporary Forms of Slavery on its nineteenth session. <https://digitallibrary.un.org/record/226628?ln=en> Visited on Nov. 25, 2019.

この国連勧告に対し、挺対協と日本軍「慰安婦」被害者は直ちに国連現代奴隷制作業部会勧告を受諾すると表明したので、これを支援するため日本では「慰安婦」問題の国際仲裁を推進する弁護士団（59名の日本弁護士が参加）が結成された。同弁護士団は、1994年11月22日、申入れ者挺対協及び姜徳景ほか7名の元「慰安婦」を代理して、事務局長鈴木宏ほか7名の弁護士が日本政府内閣総理大臣宛に内閣外政審議室を通して、申入れ者と日本政府の間で、元「従軍慰安婦」問題の法的責任及び賠償義務の有無について、常設仲裁裁判所での仲裁判断に服するとの合意をなし、本問題を国際仲裁による解決を図るよう申し入れたのである<sup>16</sup>。

ここに至る経過を説明してみよう。筆者としては、日本の裁判所でこの問題について公正な解決を実現する可能性については全く自信を持てなかった。その理由は、ここでは省略する。それではほかに公正かつ迅速にこの問題の解決を可能にする方法がないか？と常時考えていたのだったが、国際司法裁判所は国家間の法的紛争の解決しか扱わない。ところが歴史の古い常設仲裁裁判所（PCA）が国家と非国家の被害者との間の法的紛争の解決に活用可能であることを知り、「これ以外に、被害者にとっても、日本政府にとっても受諾可能な解決の方法はない」と確信したのである。

ところが、国連に提案する前に被害者と挺対協などの支援者がまず同意しない限り、前に進めない。被害者側の事前了承が得られなければ、勝手に国連に提案しても、挫折してしまうのは明らかだった。そこで、PCAによる解決をどう考えるかを挺対協などの被害者支援者に事前に打診したのである。その時に、挺対協から受けた質問は、「被害者が勝訴できると

16 ①「慰安婦」問題の国際仲裁を推進する弁護士団による1994年11月22日付「従軍慰安婦」問題の国際仲裁の合意申し入れに関する記者発表の要旨。②韓国では1994年11月30日付ハンギョレ新聞（3面）が報道している。③私の手元には、平成6年11月17日付で挺対協共同代表3名と元「慰安婦」被害者11名による鈴木宏ほか8名の日本弁護士及び朴元淳ほか9名の韓国弁護士に対する委任状、申入書及び（別紙）仲裁合意書が保存されている。

思うか？」という回答困難な問いだった。「PCAは、中立な立場で判断するので、日本の裁判所よりも公正な判断をしてもらえると期待できる。だが仲裁も裁判だから事前に勝敗はわからない。ただ、ほかに公正且つ実効的な救済の道は考えられない。敗訴のリスクは覚悟のうえで進むしかないと思う」と答えたのである。そのような状況だったのに、国連勧告を受諾してくれた挺対協と元「慰安婦」の方々には感謝していた。

ところが、1995年1月24日のことだった。日本政府は、被害者を代理して「慰安婦」問題を国際仲裁裁判によって解決することを要求していた弁護団に対し、正式にこの要求を拒否すると回答したのである。その理由は、「条約で解決済み」というだけで、なんの合理的な内容もないものだったのである。条約で解決済みかどうかとも仲裁裁判で解決すべき法律問題なのだから、拒否の理由にはならないのである<sup>17</sup>。

これによって、被害者も日本政府も、最も合理的、公正、迅速且つ実効的にこの問題を解決するチャンスを失ったのである。国際関係者からは、「仲裁裁判を拒否するのは、日本政府・外務省の法的立場が崩壊し、勝訴の自信がないからだ」と受け止められるであろう。

PCAによる公正な救済手続きは正義にかなうものだった。それを提案した国連勧告を、勝敗の結果がわからないのに被害者側は受諾したのである。しかも、国連勧告を具体化する手続きまでも被害者側によって取られた。その国連勧告の実現を、すでに破綻していた「条約の抗弁」という口実によって阻んだのは、日本政府だった。このことは記憶にとどめておくべき歴史的事実なのである。この事実からも、日韓関係を悪化させ、和解を阻んでいる原因は、日本が創りだしたものであることは、理解できるだろう。

この逸話から学ぶことができるのは、PCAは、ヒューマンライツ問題

---

17 前掲『普及版』(90-91頁)。

の被害者個人が当事者となって国家との間の紛争の解決を求めることができるという発見である。

### PCA手続きを活用して何ができるか？

国際紛争平和的処理条約〔1907年〕によれば、常設仲裁裁判所の常設事務局はハーグにおかれる（条約43条）。国際事務局が裁判所書記局となり、裁判開廷に関する通信、記録の保管など一切の事務を処理する。オランダ外務大臣が議長となり、加盟国のオランダ駐在外交代表者によって構成する常設評議会（条約49条）が常設事務局の役員と雇員を任命し監督する。これで、常設の仲裁裁判所の外形はできあがっている。

しかし、常勤の裁判官はいない。

「各締約国ハ、国際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ徳望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四人以下ヲ任命ス」（条約44条）とされている。加盟各国から4名まで任命された裁判官は、裁判官名簿に記入され、これは事務局から各締約国に通告される。裁判官の任期は、6年間だが、再任され得る。

紛争処理のために常設裁判所に訴えようとする場合は、締約国は、合意によって裁判官名簿から裁判官を選定し、裁判部を構成する（条約45条）。裁判部の構成について当事者の合意がない時には、定められた手続きによって裁判官の選定がなされる。「当事者ハ、各自二人ノ仲裁裁判官ヲ指定スヘシ。其ノ内一人ニ限り、自国民又ハ自国カ常設裁判所裁判官トシテ任命シタル者ノ中ヨリ之ヲ選定スルコトヲ得。右仲裁裁判官ハ、合同シテ一人上級仲裁裁判官ヲ選定ス。」上級裁判官が裁判長になる（条約57条）。

ところが、裁判部の構成は簡単ではない。うまくゆかないときは、さらに複雑な手続きで裁判部の構成を決める手順を条約が定めている。

どのような事件について仲裁裁判を求めるかについては、紛争当事国が仲裁契約（コンプロミ）を作成する。そのための外交交渉が必要である。

条約52条は、「仲裁裁判ニ依頼スル諸国ハ、其ノ紛争ノ目的、仲裁裁判官ヲ指定スヘキ期間、第六十三条ノ送達ヲ為スヘキ方式、順序及期間並各当事者カ費用ノ予納金トシテ寄託スヘキ金額ヲ定メタル仲裁契約ニ記名ス。

仲裁契約ハ、又必要ニ応シ仲裁裁判官指定ノ方法、裁判部ノ有スルコトアルヘキ一切ノ特別権能、其ノ開廷地、其ノ使用スヘキ国語及裁判部ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ国語、其ノ他当事者間ニ約定セル一切ノ条件ヲ定ム。」と定めている。

当事者は、仲裁契約の作成を常設裁判所に委任することができるし、合意が成立しない場合にも同様である。条約53条により、「常設裁判所ハ、当事者カ仲裁契約ノ作成ヲ該裁判所ニ委託スルコトニ一致シタルトキハ、之ヲ作成スルノ権限ヲ有ス。

裁判所ハ、左ノ場合ニ於テハ、外交上ノ手段ニ依リ合意ノ成立セサリシ後ハ、単ニ当事者ノ一方ヨリ請求アルトキニ於テモ、亦前項ノ権限ヲ有ス。」と定められている。

PCA裁判部による仲裁判決には当事国に対する法的拘束力がある（条約84条）から、紛争の平和的处理として実効的である。

この条約が存在することによって、仲裁裁判の活用がしやすくなったことは間違いない。裁判部の構成の点では、常勤の裁判官がすでに任命されている国際司法裁判所（ICJ）を活用する方が便利かもしれない。しかし、被害者側が一致してICJを信頼するという国内合意ができていない日韓の現在の状況下では、この国際紛争平和的处理条約〔1907年〕制度を活かすかどうかを検討することができる。

PCAの活用については、挺対協と被害者が推進した歴史があることも想起されてよいだろう。被害者個人と国家の間の紛争解決のために活用可能な国際法手続き<sup>18</sup>は、PCAのホームページに掲載されている。

---

18 PERMANENT COURT OF ARBITRATION OPTIONAL RULES FOR ARBITRATING DISPUTES BETWEEN TWO PARTIES OF WHICH

### 36. アジア人権裁判所の提案

#### アジア人権裁判所の可能性について

アジア人権裁判所の可能性について検討したい。もし、アジア人権裁判所があれば、「慰安婦」問題でも日本の最高裁判所で敗訴したときに、被害者はこの国際裁判所に訴えて解決を求めることができたはずであった。

実は、筆者が1992年2月に国連人権委員会で初めて「慰安婦」問題について、国連による調停を要請したときに、その理由として指摘したのは、アジアにだけは地域的な人権裁判所がないから被害者が救済されない恐れがあるという事態だった。

この要請は、国連の審議を促進する大きな契機になった。筆者は、この年〔1992年〕の5月の国連現代奴隷制部会（国連人権小委員会の下部機関）でも問題提起を継続した。これらの情報は、同部会の勧告で取り上げられ、8月の人権小委員会勧告に含まれ、重大なヒューマンライツ侵害の被害者に対する補償等の問題を研究していた人権小委員会のテオ・ファンボーベン特別報告者に送られ、その研究を促進したのである<sup>19</sup>。

その後長い時間がかかったが、ファンボーベン特別報告者の研究が基礎になって、2006年3月国連総会は、「重大人権侵害被害者の被害回復の権利に関する一般原則とガイドライン」<sup>20</sup>を採択することになった。一般原則6「時効規定」において、重大人権侵害事件に対しては時効規定を適用してはならないとしている。一般原則11「被害者の救済への権利」の中で、

---

、 ONLY ONE IS A STATE <https://docs.pca-cpa.org/2016/01/Optional-Rules-for-Arbitrating-Disputes-between-Two-Parties-of-Which-Only-One-is-a-State-1993.pdf> 2021年3月5日閲覧。

19 前掲『普及版』（第3章、2-3頁）。

20 *Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law*, Resolution adopted by the General Assembly, 21 March 2006, A/RES/60/147.

被害者の権利は①平等で効果的な裁判を受ける権利、②損害に対して充分、効果的、適当な賠償を受ける権利、③事件と賠償手続きに関する情報を得る権利の3つの権利が示されている<sup>21</sup>。

もとより、世界人権宣言第8条は、「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。」とされている。だから、日本を含め各国の国内裁判所は、一般原則11の被害者の救済への権利を保障しているはずなのである。ところが、現実には、日本政府も裁判所も、本論文で指摘したように、「慰安婦」被害者のヒューマンライツを保障してこなかった。

そのために、最後の手段として被害者が所属する韓国の裁判所であるソウル中央地方法院が、2021年1月8日判決を言い渡すことによって被害者のヒューマンライツを実現しようとしたのである。ところが、日本政府は、この判決を国家主権免除の原則、1965年協定、2015年日韓外相合意などをあげて、韓国が国際法違反を冒していると主張し、受け入れていない。そのためにこのヒューマンライツ問題がデッドロックに乗り上げているのである。

この究極的な状態を解明し、解決手段を探求するには、ことの本质に戻って考える必要があるのではないか？

この国際的な紛争は、日韓の国家間紛争なのであろうか？日本政府からそのような主張がなされている。しかし、その本質は、国連諸機関が指摘し続けているように、「慰安婦」被害者のヒューマンライツの問題であって、被害者個人と日本政府の間の国際的な紛争なのである。

この経緯を振り返ると、国家による重大なヒューマンライツ侵害を受けた被害者個人からの申し立てを受けて、救済を可能にするアジア人権裁判

21 関本克良「重大人権侵害被害者の被害回復の権利に関する若干の考察」（単著）、天理大学地域文化研究センター『アゴラ』第10号2013年3月、23-36頁。

所が必要だとする崔鳳泰弁護士の提案の重要性を理解できるようになるであらう。

### アジア人権裁判所設置への道

実際にアジア人権裁判所を設置しようとした試みもあった。日弁連会長が、アジア弁護士会会長会議（POLA）<sup>22</sup>でアジア人権裁判所構想を検討するよう提案したことがあったという。筆者が伝え聞いた話の記憶では、このときには、中国の律師協会会長が、この提案に強く抗議して脱退を示唆したということであった。だから、日弁連会長は、この提案を撤回せざるを得なかったのであろう。POLA自体の崩壊を食い止めるためには、この構想の研究を断念せざるを得なかったのである。

アジア諸国は多数であり、その文化も社会も極めて多様である。アジア諸国全体をまとめるような国際政治機構を創ることが当面可能ではないことは、この経験から理解できるであろう。欧州は、ローマ帝国時代以来の地域的・歴史的な伝統がある。文化的・経済的・政治的・思想的にも共通項を持つ諸国が創設した欧州評議会が基盤になって、欧州人権裁判所ができた歴史がある。このことを想起すると、アジア地域の困難は容易に見て取れるであろう。識者は、当面アジア地域では、「人権の「伸長」活動を目的とする機構」を構想すべきだとする<sup>23</sup>。

それでは絶望なのか？

ここで想起したいのは、前記POLAが日弁連と大韓弁護士協会との共同

---

22 POLA（The Conference of the Presidents of Law Associations in Asia）（アジア弁護士会会長会議）は、日弁連と大韓弁護士協会との共同提唱により、アジアの弁護士会会長間の国際交流および協力のための非政治的な会議として、1990年に設置されました。日弁連ホームページ <https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/interchange/pola.html> 2021年2月21日閲覧。。

23 山崎公司「アジア地域における人権保障体制」宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』三省堂1988年中第6章、159-190頁。

提唱により、創設されたという歴史的な事実である。日弁連と大韓弁護士協会が共同研究をはじめれば、日韓の間のヒューマンライツ問題の解決のための二国間条約の構想を練り上げることは可能なのではないだろうか？

それでは、どのような形の裁判所を構想することができるかが問題になる。

## 二国間のヒューマンライツ保障条約の構想

筆者の試案だが、既存の制度を基礎にして、日韓のヒューマンライツ問題の解決のための国際裁判所を構想するなら、比較的容易に道筋が見えてくるのではないだろうか。

ここで、重要なことは、日本の最高裁判所で敗訴した韓国人被害者が直接訴え出ることが可能でなければならない。もちろんその逆の事例を考えることもできる。ここで、想起していただきたいのは、前述したように、挺対協も、元「慰安婦」被害者とともに、国連が勧告したPCA手続き（被害者個人と国家の間の仲裁裁判が可能）を希望した事実である。

1994年国連現代奴隷制部会は、「いかなる事項でも当事者が仲裁付託しようと希望すれば、奴隷制の諸形態を含む人権侵害の被害者及び国家は、常設仲裁裁判所を利用することができるとの情報を歓迎する」「人権侵害、殊に奴隷様慣行の被害者を援助する1つの方法として、常設仲裁裁判所の管轄権に関して、任意に仲裁付託のための合意をすることができることについて、関係当事者の注意を喚起する」という勧告を採択した（これは、のちに国連人権小委員会の勧告にもなった）ことを想起していただきたい。

ヒューマンライツ問題は、現代奴隷制の被害者に限られない、その他の重大なヒューマンライツ侵害の被害者にも応用できる。この国連勧告に注目し、PCAを活用するなら、被害者と国家の間でこのような仲裁裁判を構想することは、法的には可能である。

韓国人被害者が日本による重大なヒューマンライツ侵害をめぐる訴訟で  
(龍法 '21) 54-2, 172 (624)

日本の最高裁で敗訴した場合、あるいは日本の国内裁判で勝訴の実質的な見込みがない場合（日韓の関係を逆にした場合も同様）には、被害者がPCAに直接訴え提起できるという手続きを構想できないであろうか。

日韓の政府が、このような場合に、被害者の申し立てを受けて被害者と国家の間の事件をPCAによる仲裁裁判によって解決することができるという二国間条約を締結するなら、今すぐにでも制度化は可能である。

日本政府が拒否したために、「慰安婦」問題ではこのような解決手続きは実際には実現しなかったのであるが、この手続きを二国間条約によって制度化できるなら、将来の同様の事件に活用することは十分に現実的だと言えよう。

被害者の申し立てをPCAが受けた場合には、相手国との間で自動的にコンプロミの合意が成立したものとみなす規定を条約に入れておけば、相手国は応訴の義務が生じることになる。裁判部の構成も、その後に交渉を始めるのでは、煩瑣である。PCAの事務局と共に日韓政府代表が参加する運営委員会を設置しておき、コンプロミも、裁判部の構成もあらかじめ準備しておくことが適当である。常勤の裁判官を任命しておかなくても、PCA事務局の支援を得て、直ちに裁判部を構成し、仲裁裁判を開始することもできる。適用法規としては、世界人権宣言、2006年国連ガイドライン、及び日韓の批准済みの国際条約、国際慣習法および国際法の一般原則、条理などによることにし、裁判手続きは、PCAのモデル手続きによること、使用言語は日本語、韓国語、英語を使用することなどもあらかじめ2国間条約によって定めておくことが望ましい。訴訟費用は、日韓政府が折半して支払う。

裁判所事務局は、すでにハーグの平和宮殿に存在する。

将来のことだが、この条約への参加を他のアジア諸国に開放しておけば、順次相当数のアジア諸国の加入も実現するかもしれない。そうなれば、将来は、アジア人権裁判所への発展が実現することになるのではないだろう

か。

そう考えると、日本軍「慰安婦」問題は、このような法と正義が支配する世界を創造するプロセスに日韓両政府と東アジアの人々を招くための画期的な契機となるであろう。

### 地域の平和と信頼関係の醸成のために知恵を絞ろう<sup>24</sup>

重大な国際紛争を放置して、いたずらに国家、民族の間の感情的な対立をあおり、ナショナリズムを利用する政策をとることは望ましくない<sup>25</sup>。それが、さらに重大なヒューマンライツ侵害と戦争を起こしてきた歴史がある。

「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。・・・」(ユネスコ憲章前文)<sup>26</sup> は、普遍的な真理である。

人間の尊厳の侵害は、地域の諸人民の間の疑惑と不信を生む。これらは、できる限り早期に、平和的な方法で解消し、和解を実現しない限り、より

---

24 強制労働条約違反問題と大法院判決は、民間企業の責任に関わる。軍の行為であるゆえに国家が責任を取るべき「慰安婦」問題とは性質が異なる。別途論議がなされているので、ここでは取り扱わない。

25 市民的及び政治的権利に関する国際規約第20条【戦争宣伝及び差別等の扇動の禁止】参照。

26 国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm> 2021年2月22日閲覧。

大きな国際紛争の種となるだろう。地域の平和と信頼関係の醸成のためには、紛争の平和的な処理を促進すべきである。

国家間の紛争については、PCA、ICJなど国際法と国際法手続を最大限活用し、「慰安婦」問題のような国際紛争を一つずつ解決し、平和な地域を創造しなければならない。

個人が国家によるヒューマンライツ侵害を受けた場合については、被害者自身が直接国家を相手方として救済を求めるために訴えを提起できる国際手続きを創設することが望ましい。それは、国連憲章と世界人権宣言がひらいた被害者中心主義の時代を具体化するものとなるであろう。